

「保有個人データ」「第三者提供記録」の開示請求にあたってのご注意

1. 請求の対象となる「保有個人データ」「第三者提供記録」

この請求の対象となる「保有個人データ」とは、「個人情報の保護に関する法律」第16条第4項に規定されるものをいい、当社が開示等の権限を有する個人データです。

また「第三者提供記録」とは、同法律第29条第1項に規定される記録で、当社が個人データを第三者に提供したときに作成する提供の年月日、提供したデータの項目等を記載したもの、および同法律30条第3項に規定される記録で、当社が第三者から個人データの提供を受ける際に当該データの取得の経緯などの必要な確認をしたこと、提供を受けた年月日、データの項目等を記載したものです。

なお、同法律により、以下に掲げるもの（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの）は請求の対象から除きますのでご了承ください。

- ① 個人情報の本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのあるもの
- ② 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- ③ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- ④ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

2. 請求者および代理人の確認にあたって

個人データの開示等請求について、当社は郵送でのみ受け付けます。請求に際しては、請求する個人情報の本人であるかどうかの確認が重要となりますので、本人の氏名と住所を確認できる公的証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（表面）、年金手帳、在留カード、等）の中から2点を選び、そのコピーを同封してください。

コピーをする際、年金手帳においては基礎年金番号、公的医療保険の被保険者証においては保険者番号及び被保険者等記号・番号等をマスキングしてください。なお、確認に使用したコピーは、用が済み次第、廃棄いたします。

また、代理の方が請求をされる場合は、本人および代理の方の上記本人確認書類等に加え、代理であることを示す書類（未成年者または成年被後見人の法定代理人であることを証明する書類もしくは本人からの委任状）を同封していただくことが必要となります。

3. 手数料について

当社は「個人情報の保護に関する法律」第38条に基づき、下記のとおり手数料を定めております。請求にあたっては、開示等請求書とともに所定金額の切手を同封して送ってください。なお、この手数料には当社からご本人宛ての郵送の際の書留料金の実費が含まれています。

手数料 1件につき 500円。 なお、その他実費を要した場合は、別途、請求させていただきます。

4. 次に該当する場合は、請求をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 請求に係る個人情報が報道および著述（番組）を目的としている場合
- (2) 請求に係る個人情報の本人および第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれがある場合
- (3) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 他の法令に違反することとなる場合
- (5) 本人確認ができない（本人確認書類の不備等）場合
- (6) 当社の定めた請求手続きに従わない場合
- (7) 手数料をお支払いいただけない場合

5. 請求書送付先

〒060-8501 札幌市中央区北一条西5丁目
北海道放送株式会社 コンプライアンス室 経営監理部

以 上